

## 令和5年第4回臨時大分市教育委員会会議録

1 日時 令和5年5月8日（月） 午後4時25分から午後4時43分まで

2 場所 大分市役所第2庁舎6階教育委員室

3 出席者 教育長 佐藤 光好  
三番委員 古城 一  
四番委員 上杉 美穂子  
五番委員 古城 和敬

4 出席事務局職員

教育部教育監	野田 秀一
教育部次長兼教育総務課長	高田 隆秀
学校教育課長	江隈 英明
体育保健課長	三島 浩昭
教育総務課参事	額賀 寛
体育保健課参事補	姫野 景子

5 書記

教育総務課参事補 黒木 眞由美 教育総務課主幹 小田部 晶子

6 傍聴人 2名

7 議題

(1) 議案

(教議第39号) 教育委員会職員の人事異動について

(2) 報告事項

①大分市立小中学校等における新型コロナウイルス感染症に係る対応について

8 会議の概要

教育長 ただいまより、令和5年第4回臨時大分市教育委員会を開会いたします。  
(午後4時25分開会)

教育長 本日は、傍聴者の方がおられるようですが、遵守事項に従って、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

教育長 なお、本日は、廣津留委員が欠席しておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、構成員の過半数が出席しているので会議は成立していることを宣告いたします。

教育長 本日の署名委員を三番委員、五番委員にお願いします。

教育長 それでは、ただいまより議案審議に入りますが、教議第39号「教

育委員会職員の人事異動について」につきましては、人事に関する案件であることから、審議を秘密会とすることを発議いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

全委員

(挙手)

教育長

全委員賛成と認め、教議第39号の議案審議は秘密会とします。

教育長

それでは、教議第39号「教育委員会職員の人事異動について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼

議案説明の前に議案書をお配りしたいのですがよろしいでしょうか。

教育総務課長

か。

教育長

どうぞ。

次長兼

教議第39号「教育委員会職員の人事異動について」ご説明申し上げます。

教育総務課長

今回の人事異動につきましては、教育委員会全体で13名の異動を予定しております。

部長級につきましては、私、高田が教育部長に昇任することになりました。

次長級につきましては、水田美術振興課長が大分市美術館副館長に昇任いたしまして、引き続き美術振興課長を兼務する予定でございます。

課長級につきましては、栗田文化財課参事が文化財課政策監に昇任いたします。また、上下水道局より安東経営企画課長が教育総務課長として教育委員会に転入する予定でございます。

参事級につきましては、事務局内で2名が昇任する予定でございます。2名とも美術振興課の参事補であり、どちらもグループリーダーを引き続き兼務いたします。

課長補佐級につきましては、2名が市長事務部局に転出し、2名が市長事務部局から転入する予定でございます。4名ともに教育総務課の参事補であり、総務担当班のグループリーダーは、黒木から石川に、人事給与担当班のグループリーダーは、中村から佐藤に替わりま



はじめに、1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方につきましては、「平時からの感染症対策」と「感染流行期における感染症対策」を、時々の感染状況に応じて講じていくことを示しております。

次に、2 平時から求められる感染症対策につきましては、新型コロナウイルスは5類感染症に移行しましたが、感染の拡大を防ぐためには、引き続き平時から感染症対策を行うことが重要でございます。そのため、次のような対策を行うこととしております。1点目は、家庭と連携による児童生徒の健康状態の把握でございます。ただし、児童生徒の体温等を毎日チェックし、学校に提出させる取組は不要となります。2点目の適切な換気の確保、3点目の手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導につきましては、引き続き行うこととしております。

また、消毒につきましては、日常的な消毒作業を行うことは不要とし、普段の清掃のポイントを示しております。マスクの着用につきましては、引き続き、着用を求めないこととし、マスク着用の有無による差別・偏見等がないよう指導を行います。

次に、3 感染流行期における感染症対策につきましては、流行期においては、マスクの着用を促すことも考えられますが、着用を強いることはないようにいたします。また、地域や学校において感染が流行している場合などには、感染リスクの高い活動などにおいて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや、児童生徒の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保することなどの措置を一時的に講じることが考えられます。

最後に、4 出席停止につきましては、学校保健安全法施行規則の改正により、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒については、出席停止の措置をとることとなり、期間は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでとなっております。

以上でございます。



教育長 他にご質問などございませんか。

委員 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握について、今後は、学校へ体温等に関するシートやデータの提出は不要ということですが、どのようにして把握しようと考えているのでしょうか。

体育保健課参事補 コロナ禍以前においても、家庭で十分に健康観察を行い、子どもの体調を把握した上で登校させてくださいということを、常に呼び掛けておりましたので、今後はそのような取組になると考えております。

委員 わかりました。また、今後は、診察を受ける際に受診料が発生することになると思います。その結果、受診しづらいような状況とならないか心配なのですが、いかがでしょうか。

体育保健課参事補 子どもたちが発熱などで受診する場合、大分市では、子ども医療費助成制度により、自己負担金額は1日500円、月4回までとなっております。

委員 ぜひ周知をお願いします。

教育長 他にご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 以上で本日予定されていた議題は終了となりますが、他に何かございませんか。

次長兼 教育総務課長 次回の教育委員会の日程等につきましてご連絡をいたします。  
第5回定例教育委員会を5月31日水曜日午後3時からここ教育委員室にて開催いたします。  
以上でございます。

全委員 (了承)

教育長 他に何かございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後4時43分閉会)